

訂正表

該当条文	訂正前	訂正後
【法定検査】 <u>第 23 条の 2 (1)</u> 及び同条 (2) いすれも後段の 括弧書き	発注者に対し、検査（発注者が <u>本項の業務を監理者に委託した場合は、監理者</u> ）を求める。	発注者に対し、検査（発注者が <u>立会いを監理者に委託した場合は、監理者立会いのもとに行う検査</u> ）を求める。
【契約不適合責任 期間等】 <u>第 27 条の 2 (3)</u>	発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。	受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
【契約不適合責任 期間等】 <u>第 27 条の 2 (9)</u>	…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、 <u>10 年とする</u> 。	…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、 <u>第 25 条又は第 26 条の引渡しを受けた日から 10 年とする</u> 。
【発注者の損害賠償請求】 <u>第 30 条 (2)</u>	本条 (1) a の場合においては、この契約に別段の定めのないときは、 <u>発注者は、受注者に対し、遅滞日数に応じて、請負代金額に対し年 10 パーセントの割合で計算した額の違約金（損害賠償額の予定。以下同じ。）を請求することができるものとする</u> 。ただし、工期内に、第 25 条による部分引渡しのあったときは、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額について違約金を算出する。	本条 (1) a に該当し、発注者が受注者に対し損害の賠償を請求する場合の違約金（損害賠償額の予定。以下「違約金」については同じ。）は、この契約に別段の定めのないときは、遅滞日数に応じて、請負代金額に対し年 10 パーセントの割合で計算した額とする。ただし、工期内に、第 25 条による部分引渡しのあったときは、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額について違約金を算出する。